

川崎港コンテナターミナル軌道走行式荷役機械利用基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この利用基準は、川崎港コンテナターミナルにおける川崎市所有のガントリークレーン及びトランスファークレーン（以下「軌道走行式荷役機械」という。）について、安全かつ効率的な利用を図るため、川崎市港湾施設条例（以下「条例」という。）、川崎市港湾施設条例施行規則（以下「規則」という。）、川崎港コンテナターミナル「ガントリークレーンの逸走防止にかかる運用規程」（以下「運用規程」という。）及びクレーン等安全規則等の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(制限荷重)

第2条 軌道走行式荷役機械の制限荷重は、次のとおりとする。

(1) ガントリークレーン

ア 定格荷重	伸縮スプレッダー利用時	40.6 トン
	フックつりビーム利用時	50.0 トン
イ つり上げ荷重		55.3 トン

(2) トランスファークレーン

ア 定格荷重	伸縮スプレッダー利用時	40.6 トン
イ つり上げ荷重		55.1 トン

第2章 利用許可

(申請)

第3条 軌道走行式荷役機械を利用しようとする者は、あらかじめ規則第1条の7に定める申請書を指定管理者に提出し、利用許可を受けなければならない。

(完了)

第4条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用終了後、速やかに規則第51条に定める利用完了の届を指定管理者に提出しなければならない。

(利用時間)

第5条 軌道走行式荷役機械の利用時間（以下「利用時間」という。）は、規則第50条に定めるところによる。この場合において、トランスファークレーンについては軌道の端から動作し、動作前の位置に戻るまでの時間とする。

(利用時間の算定)

第6条 規則第50条で定める軌道走行式荷役機械の利用時間には、次の時間は算入しないこととする。

- (1) 港湾荷役のための労務上の休憩時間
 - (2) ガントリークレーンのブームの起伏に要する時間
 - (3) 作業の開始前及び終了後の点検に要する時間
 - (4) 雷雨、強風その他の自然状況により利用できなかった時間
 - (5) 軌道走行式荷役機械の事故又は故障により利用できなかった時間
 - (6) 指定管理者が利用の中断を指示した時間その他指定管理者がやむを得ないと認めた時間
- 2 規則第 50 条の指定管理者が定める状態は、次の各号によるものとする。

- (1) ガントリークレーンにあつてはブームを起こした状態
- (2) トランスファークレーンにあつては待機場所に関わらず単機ごとに 30 分以上一切の作業を行わずに待機している状態

(利用の制限)

第 7 条 軌道走行式荷役機械を利用しようとする者は、点検及び補修などの期間中は利用を制限又は中止するものとする。

第 3 章 運転

(登録)

第 8 条 規則第 47 条第 1 項の運転者の登録の申請は、港湾運送事業の許可を有する事業者が行うものとする。

2 規則第 47 条第 2 項第 2 号の指定管理者の定める研修を終了している者とは、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 港湾技能研修センターのクレーン運転研修を終了している者
- (2) 規則第 47 条第 1 項の登録を引き続き 3 年以上継続している者による運転者指導のもとで、40 時間以上のクレーン運転研修による運転経験を有する者。

(運転の制限)

第 9 条 利用者は、軌道走行式荷役機械を運転するにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転者は、指定管理者に登録している者であることとする。ただし、指定管理者に運転者の登録 3 年以上の者の指導監督のもと行われている未登録者の習熟運転（新規登録に必要な研修）については、既登録運転者が行ったものとみなす。
- (2) 運転者の健康状態及び飲酒状態の確認
- (3) 運転者の免許所持の確認
- (4) その他、運転者の管理監督については、利用者が責任を持つこととする。

(登録申請)

第 10 条 登録を申請しようとする者は、免許証の写し及び研修を終了している証明書を添付したクレーン運転登録（更新）申請書（第 1 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(登録有効期間)

第 11 条 登録の有効期間は、登録の日から起算して 3 年以内で指定管理者が定めるものとする。

(登録更新)

第 12 条 登録の更新を受けようとする者は、免許証の写し及びクレーン運転実績等を証明した書類を添付し、クレーン運転者登録(更新)申請書(第 1 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(登録変更届)

第 13 条 登録申請者は、その登録事項に変更が生じたときは、遅滞なくクレーン運転者登録事項変更届(第 2 号様式)を、指定管理者に提出しなければならない。

(登録廃止届)

第 14 条 登録申請者は当該登録に係る業務を廃業したときは、遅滞なくクレーン運転者登録廃止届(第 3 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(登録欠格事項)

第 15 条 心身の障がいにより運転することが不適切と認められる者は、登録を受けることができない。また、登録有効期間中に心身の障がいにより運転することが不適切と認められたときは、登録を取り消すこととする。

2 心身の障がいにより運転することが不適切と認められる者とは、身体又は精神の機能の障がいにより運転に係る業務を行うに当たって必要な軌道走行式荷役機械の操作又は軌道走行式荷役機械の周囲の状況の確認を適切に行うことができない者とする。

(登録の取消し)

第 16 条 指定管理者は、登録申請者及び登録者が次に該当するときは、クレーン運転者の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 利用者が港湾運送事業者でなくなったとき
- (2) 故意又は重過失により事故等を発生させたとき
- (3) 条例、規則及び川崎港コンテナターミナル利用要領に違反したとき
- (4) 運転に必要な資格を失ったとき
- (5) 偽りその他不正の手段により運転者の登録を受けたとき
- (6) 運転及び軌道走行式荷役機械の取り扱いについて関係法令に違反したとき
- (7) 指定管理者の指示に従わないとき

(遵守事項)

第 17 条 運転者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に事故の防止に努めるとともに、事故及び損傷の原因となる不適切な運転及び荷役作業をしてはならない。

- (2) 事故等が発生したとき、荷役作業に支障が予見されるとき及び運転中に異常を発見したときは、直ちに運転を中止して安全対策を施すとともに、速やかに指定管理者及び作業主任者(労働安全衛生法第14条)へ連絡し指示を仰がなければならない。
- (3) 海・陸方向の風については、吊荷が風により大きく揺れが生じないように、十分注意し荷役しなければならない。
- (4) 突風等の気象急変及び地震に備え、荷役作業中は走行時を除きレールランプを開放してはならない。
- (5) 利用後は、固定装置又は逸走防止装置の位置に固定しなければならない。
- (6) 軌道走行式荷役機械に付属する独立運転室、トロリー、トラパーサー、カテナリ台車及び機械室天井クレーンは、各機器の固定位置に格納しなければならない。
- (7) 軌道走行式荷役機械に関するスイッチ類は、必要のないときは必ず「切」にしなければならない。
- (8) 軌道走行式荷役機械は、関係者以外立入らせてはならない。

第4章 安全対策

(安全確保)

第18条 利用者は次に掲げる事項を遵守し、常に安全の確保に努めなければならない。

- (1) 軌道走行式荷役機械作業を安全に行うため作業主任者を置かななければならない。
- (2) 常にオペレーター室の風向風速監視システムの測定器(以下「測定器」という。)で軌道走行式荷役機械作業の安全を確保できる風速であるかを確認し、荷役を行わなければならない。
- (3) 地震の発生を感知したときは震度等を公共放送(テレビ及びラジオ)で確認しなければならない。
- (4) 指定管理者又は保守点検委託業者が軌道走行式荷役機械の故障等やむを得ない事由により、軌道走行式荷役機械の状態を確認する必要がある又は軌道走行式荷役機械を利用することが危険であると判断したときは、荷役を中断しなければならない。

(日常点検及び報告)

第19条 規則第49条に規定する日常点検及び報告は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、作業開始前及び6時間以上の中断後の再開始時、さらに利用終了後に点検し、異常を発見したときは、直ちに指定管理者と保守点検受託業者に連絡をとるとともに、その指示に従わなければならない。また、異常発見時が閉庁時の場合で、軽微なものであるときは、自らの責任において応急対策等を講じ、翌開庁時に速やかに指定管理者に連絡するものとする。
- (2) 前項の点検は、ガントリークレーン運転記録簿(第4号様式)及びトランスファークレーン運転記録簿(第5号様式)に記載し、利用終了後、指定管理者に提出するものとする。

(月例点検)

第20条 クレーン等安全規則第35条に基づき、保守点検受託業者は1月以内ごとに1回、定期的

に点検を行うものとする。

第5章 自然災害

(強風予想時の対応)

第21条 利用者は、強風が予想されるときは、次の措置を行わなければならない。

- (1) 走行ブレーキの作動状態の確認
- (2) ブームの格納状態の確認
- (3) レールクランプの作動状態の確認
- (4) 各固定器具の点検
- (5) 付属する機器類の固定装置への固定
- (6) 軌道走行式荷役機械の固定装置又は逸走防止装置への固定

(強風・地震発生時の対応)

第22条 運転者は次の場合において、直ちに軌道走行式荷役機械の利用を中止し、安全状況を確認しなければならない。平均風速とは、測定器より基準値以上の警報が、毎分3回以上発せられたときの平均の風速を指すものとする。

なお、ガントリークレーンの強風時の対応については、運用規程2の(2)「風速が管理基準に達した場合の具体的な対応」に定めるところによる。

- (1) トランスファークレーン：平均風速20m/sを超える風が吹くおそれのある、もしくは超えたとき、または平均風速20m/s未満であっても走行方向を基準として海・陸方向45度の範囲の風が吹いているとき
- (2) 最大瞬間風速30m/sを超える風が吹くおそれのあるとき又は超えたとき
- (3) 地震が発生したとき

(報告)

第23条 利用者は、前条又はその他の理由により荷役機械を運転できない状態となった時には、速やかに指定管理者に電話等にて連絡するものとする。ただし、閉庁時は、川崎港コンテナターミナル緊急連絡網によるものとする。

(運転再開)

第24条 軌道走行式荷役機械の運転再開について利用者は、次のとおりとする。

- (1) 第19条に準じた点検(第4号様式、第5号様式)を実施し、指定管理者への報告を電話等で行ったうえ、運転再開の許可を得るまでは運転を再開してはならない。
- (2) 運転再開後遅滞なく指定管理者へ気象の影響等による荷役状況報告(第6号様式)により報告するものとする

第6章 その他

(疑義その他)

第 25 条 この基準に定めのない事項について疑義が生じたときは、指定管理者と利用者との協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。